

平成 27 年 4 月 27 日
電源開発株式会社

新豊根発電所 洪水吐きゲート操作用予備電源装置の電気事業法に基づく
工事計画の届出漏れについて

当社 新豊根発電所（愛知県北設楽郡豊根村）において、電気事業法第 4 8 条及び同施行規則第 6 5 条に基づく洪水吐きゲート操作用予備電源装置の設置に関する工事計画の届出漏れがあることを確認したことから、今般、工事計画の届出を行うとともに原因および再発防止策をとりまとめ、経済産業省へ報告を行いました。

今回の事象が発生した原因は、当社と共同事業者で管理するダムであったため、当該法令の届出等の要否に関するチェック機能が不十分になったことによるものであり、このことを真摯に受け止め、今回の事案を踏まえた再発防止策を確実に実施していくとともに、一層のコンプライアンスの強化と継続的な改善に取り組んでまいります。

【今回届出漏れのあった設備の概要】

発電所	届出を要する設備	出力	台数	設置年度
新豊根発電所	新豊根ダム 洪水吐きゲート操作用予備電源装置	150kVA	1	平成 25 年度

以 上